

嘱託警察犬審査要領

(爆発物捜索犬の部)

1 受審資格

- (1) 嘱託警察犬審査の申請犬種は、日本警察犬協会が示す7犬種とする。
- (2) 嘱託警察犬審査の申請犬種は、狂犬病法に定める「犬の登録」・「狂犬病予防注射」を行い、これを証明する鑑札・注射済証明書の交付を受けていること。
- (3) 所有者・飼育者・指導士は、暴力団活動等の反社会的行為がなく、善良な社会人であること。
- (4) 指導士は、昼夜を問わず警察の出動要請の連絡に応じられる体制が確保できること。

2 審査実施要領

- (1) 審査方法は爆発物臭気の捜索審査とする。
- (2) 爆発物隠匿物品は、スチール製缶(蓋付き)とする。
- (3) 爆発物の臭気はイオウ及び黒色火薬とし、6個の配列中にイオウ1個、黒色火薬1個を配置する。
- (4) 捜索時間は5分間とする。
- (5) 指導士は引綱を把持して審査に臨み、捜索終了後に配置箇所を審査員に回答すること。
- (6) 不正と認められる状況を確認した場合は失格とする。

3 採点方法

服従態度、正確度、爆発物接触、捜索意欲及び告知動作等について採点する。
得点は、各審査員の採点結果を集計し、その合計点を得点とする。

4 嘱託の合否

嘱託警察犬審査委員会において、

- 審査会における得点
- 嘱託警察犬の地域的バランス
- 指導士の出動体制
- 犬の実績

等を勘案して合否を決定する。